

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行細則

平成 31 年 1 月 21 日

(目的)

第 1 条 この施行細則は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成 30 年 3 月条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第 8 条第 1 項に規定する方法）

第 2 条 条例第 8 条第 1 項に規定する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 市の委託により実施する認知症の診断
- (2) 市長が指定する認知症疾患医療センター（以下「認知症疾患医療センター」という。）による診断
- (3) 一般社団法人日本認知症学会又は公益社団法人日本老年精神医学会の認知症専門医による診断
- (4) 国内の保険医による診断（条例第 12 条に規定する神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の判定において、認知症の容態が前 3 号に掲げる診断と同等であると判定された場合に限る。）
- (5) 前各号に定めるもののほか、国内の保険医による診断（委員会において決定された期間に限る。）

（条例第 9 条第 3 項第 1 号に規定する認知症の診断に係る助成）

第 3 条 認知症の診断に係る助成の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第 1 号に規定する診断のうち、認知症の疑いの有無を診るための検診（以下「認知機能検診」という。）の受診者
- (2) 前条第 1 号に規定する診断のうち、認知機能検診の結果、要精密検査とされた者が受診する検査の受診者
- (3) 前条第 2 号に規定する者のうち神戸市認知症初期集中支援事業実施要綱に定める神戸市認知症初期集中支援事業の対象者並びに医療機関から診療情報提供書の交付を受けて受診したもののうち受診の日の属する年度に 65 歳に達するもの及び受診の日の属する年度に 65 歳に達しない認知症又は軽度認知障害と診断されたもの
- (4) 条例第 8 条第 1 項に定める給付金の支給に係る事故後の認知症診断のための検査を受診した者
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、その他市長が認めたもの

2 診断に係る助成の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第 1 号に規定する者に対する助成は、助成する額を委託先に支払うことにより行う。
- (2) 前項第 2 号から第 5 号までに規定する者に対する助成は、保険診療の自己負担分に相当する額を受診者に支払うことにより行う。

(条例第9条第3項第3号に規定する賠償責任保険)

第4条 条例第9条第3項第3号に規定する賠償責任保険は、認知症と診断された者（住民登録者に限る。）を被保険者とし、市長が保険契約者となる、賠償責任保険（地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令等に基づき選定した損害保険会社と契約するものに限る。）のことをいい、傷害死亡及び後遺障害保険を含むものとする。

(条例第9条第3項第4号に規定する事故の救済を実施するに当たって必要な事項として市長が定める経費)

第5条 条例第9条第3項第4号に規定する経費は、行方不明者の早期発見と早期保護のための情報通信技術を活用した取組を実施するために必要な経費とする。

附 則

この施行細則は、平成31年1月28日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和3年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和3年12月3日から施行する。

この施行細則は、令和4年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和5年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和6年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和7年4月1日から施行する。

この施行細則は、令和8年4月1日から施行する。